

発議案第30号

ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年12月14日

八千代市議会議長 大塚裕介 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子
賛成者	八千代市議会議員	伊原忠
	同	植田進
	同	飯川英樹
	同	三田登

## 提案理由

国に対し、ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう求める意見書

世界経済フォーラムが本年3月に発表した男女平等の達成率を示すジェンダー・ギャップ指数2021のランキングによると、日本は先進国でありながら156か国中120位となっている。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が1979年に国連総会で採択され、日本は1985年に批准し、既に36年が経過しているが、なぜこれほどまでに男女平等への取組が遅れたのか、検証が求められている。

世界では、男女差別をなくすための法整備や社会条件作り、意識改革などの努力が積み重ねられてきた。しかし、我が国では、「女性活躍社会」を掲げていても、職場での男女格差などの改善にはつながらなかった。厚生労働省の令和2年賃金構造基本統計調査によると、女性の賃金は、正社員でも男性の7割程度となっている。また、国税庁の令和2年分民間給与実態統計調査によると、非正規を含む平均給与は、男性が532万円、女性が293万円となっており、それぞれが40年間勤務したとすると、生涯賃金では1億円近くの賃金格差が生ずることになる。我が国が男女平等と女性の地位向上のための法整備や施策の具体化に取り組んできたとは言い難いのが現実である。

男女平等が実現しない背景には、政権を担う人々に残っている戦前の男尊女卑や個人の尊厳の否定を当然視する思想が根底にある。男女差別の解消どころか、この条約に背を向けるような発言が相次ぐのはその表れである。しかし、これからは今の時代にふさわしいジェンダー平等の視点を持つことが必要である。

日本社会は今、ジェンダー平等を求める機運が劇的に高まっている。女性が安心して働き続けられる労働条件や職場環境を整備し、男女共に働きながら子育てできる社会条件を作ることが求められている。同時に、選択的夫婦別姓制度の導入や女性への性暴力の根絶などによって、女性の人権と尊厳を守る取組を進め、性別にかかわらず誰もが自分らしく生きられる社会の実現が求められている。

よって、本市議会は国に対し、ジェンダー平等の視点から必要な法整備を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）様